

参考資料

「資料4 元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会の提言書「これからのまちづくりの方向性について」の八尾市第5次総合計画（行政案）への反映状況について」のとりまとめ経過と資料の見方について

（注）以下、文中では、

- ①「元気で新しい八尾のまちづくりを考える市民懇談会『「これからのまちづくりの方向性について」（平成21年8月）』を「提言書」、
- ②「資料1 八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」基本構想（行政案）」を「基本構想（行政案）」、
- ③「資料2 八尾市第5次総合計画「やお総合計画2020」基本計画（目標別計画）（行政案）」を「基本計画（目標別計画）（行政案）」
- ④資料1と資料2を合わせて「総合計画（行政案）」ということとします。

◆ 「資料4」のとりまとめ経過

総合計画（行政案）のとりまとめについては、平成20年度から八尾市総合計画企画会議等で検討を重ねてきました。その一環として、平成21年8月に市民懇談会からいただいた提言書の内容について、総合計画（行政案）に反映できるかどうかを検討しました。

具体的には、提言書を同企画会議等を通じて庁内に周知、共有し、提言内容に対応すると考えられる各部局・課において検討した結果をとりまとめたものを、資料4としています。

◆ 資料4 の見方

資料4は、2つの部分で構成しています。

1～3ページ

- （1）時代潮流についての認識にあたって考慮すべきこと（提言書1～4ページ）
- （2）まちづくりの理念に盛り込む必要があること（提言書5～7ページ）
- （3）将来の都市像（提言書8～9ページ）

1. 通番号

「通番号」欄は、提言書のページ順、提言項目順としています。

2. 提言項目

「提言項目」欄には、提言書各ページの小項目のタイトル名を記載しています。

3. 提言に対する考え

「提言に対する考え」欄には、各提言項目の提案内容に対する、八尾市（以下、「市行政」ということとします）としての考え方を記載しています。

4. 反映状況

「反映状況」欄には、総合計画（行政案）への提言の反映状況を具体的に記載しています。

4～21ページ

- (1) 分野横断的な主要テーマ（提言書 10～33 ページ）
 (2) 分野別まちづくりの方向性（提言書 34～59 ページ）

1. 番号（枝番）

「番号」欄は、提言書の記載順としています。

具体的には、「(1) 分野横断的な主要テーマ（提言書 10～33 ページ）」については、各ページの提案 1 から提案 8 までのうち、提案内容順に記載しています。「(2) 分野別まちづくりの方向性（提言書 34～59 ページ）」については、小項目のタイトル名を記載しています。

なお、提案内容を施策や事務事業など複数個所で反映させた場合は、「番号」に枝番を付して複数に分けて表示しています。

2. 項目

「項目」欄は、提言書の提案項目や小項目の記載順に配列しています。

3. 市民懇談会からの提案・取組アイデア

「市民懇談会からの提案・取組アイデア」欄は、提案項目や小項目における具体的な提案や取組アイデアについて記載しています。

4. 反映の方向性とその考え方

「反映の方向性」欄には、提案内容の総合計画（行政案）への反映を検討した結果として、反映の方向性を記載しています。

「反映の方向性についての考え方」欄には、「反映の方向性」に示した検討結果の理由や考え方を記載しています。

なお、資料 4 の 4 ページ右上には、反映状況の分類について、次のとおり、「反映の方向性」について「基本構想に位置づけ」、「施策で対応」、「事務事業で対応」、「対応不可」、「その他の方法を検討」の 5 つの「区分」を示し、「反映の方向性についての考え方」を「内容」として付記しています。

反映状況の分類	内容
基本構想に位置づけ	基本構想に含む
施策で対応	目標別計画(施策シート記載内容)で実施
事務事業で対応	事務事業で対応(施策シートに記載なし)
対応不可	反映できない
その他の方法を検討	上記以外

なお、資料 4 に掲げた上記の表では、「内容」欄（反映の方向性についての考え方）を簡潔に記載しているため、それぞれの内容についてさらに補足説明すると次表のとおりです。

区分	内容
基本構想に位置づけ	提言内容の趣旨や考え方を、基本構想(行政案)に含めました。
施策で対応	提言内容の趣旨や考え方を、基本計画(目標別計画)(行政案)に含めました。
事務事業で対応	提言内容の趣旨や考え方は、今回の総合計画(行政案)には明確に位置づけていませんが、総合計画策定後に、それに基づく具体的な事業(実施計画)の中で取り組むものと位置づけています。

対応不可	提言内容の趣旨や考え方について、今回の総合計画(行政案)に反映すること、今後の具体的事業で実現することが困難と判断したものです。
その他の方法を検討	今回の総合計画(行政案)への反映の可否、方法について、判断がつかないものなどです。

5. 施策 I D 及び施策

「施策 I D」欄及び「施策」欄は、提言書の提案や取組アイデアが、基本計画（目標別計画）（行政案）のいずれに主に該当するかを示しています。

具体的には、基本計画（目標別計画）（行政案）のうち「◆政策・施策の体系」のページの施策の列番号を「施策 I D」として記載し、施策名を「施策」の欄に記載しています。

6. 基本計画への記載

「基本計画への記載」欄は、「反映の方向性」欄で「施策で対応」とした項目について、基本計画（目標別計画）（行政案）に掲載した各施策（施策番号 1～60）の各ページの「行政の今後 5 年間(平成 23～27 年度)の主な取組み」欄に示した取組みの、概ねいずれに該当するかを記載しています。

7. その他

(1) 提言内容の基本計画（目標別計画）（行政案）への反映については、今後、さらに検討を重ねていくため、平成 22 年 1 月時点での反映状況です。

(2) 平成 22 年 2 月 2 日に開催した第 9 回市民懇談会において、本資料 4 を提示した際、同懇談会からは、市行政に対し「幅広い視点で、提案内容の総合計画案への反映の可能性を再検討していただきたい」とのご意見をいただきました。

特に「反映の方向性」のうち「対応不可」と記載したものは、市行政の現時点での検討結果ですが、今後、市民、民間による事業実施やそれらとの連携・協働、国への働きかけ、新たな視点での考え方や取り組み方法等によっては、実施の可能性のあるものも含まれています。

これら「反映の方向性」で示した検討結果については、引き続き反映の可能性について検討していきたいと考えています。